（）

避難確保計画

年　　月作成

**１、計画の目的**

この計画は、水防法第15条の3第１項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項の規定に基づくものであり、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２、計画の報告**

この計画を作成および必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、これを町長へ報告する。

**３、計画の適用範囲**

　この計画は、本施設に勤務する職員や常駐する業者等の関係者（以下「施設職員」という）および利用者のほか、出入りする外部関係者など全ての者（以下「利用者」という）に適用する。

**【施設の人数】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **昼間・夜間** | | **休日** | |
| **利用者** | **施設職員** | **利用者** | **施設職員** |
| 昼間  約　　人 | 昼間  約　　人 | 休日  約　　人 | 休日  約　　人 |
| 夜間  約　　人 | 夜間  約　　人 | 休日  約　　人 | 休日  約　　人 |

**４、施設が有する災害リスク**

　本施設において想定されている災害は、以下のとおりである。

**【水害（洪水）】**

|  |  |
| --- | --- |
| 洪水浸水想定区域 | □該当なし  □該当あり（浸水深　　　ｍ） |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域  （早期避難が必要な区域） | □該当なし  □該当あり（□河岸侵食　□氾濫流） |

**【土砂災害】**

|  |  |
| --- | --- |
| 土砂災害警戒区域  土砂災害特別警戒区域 | □該当なし  □該当あり　□急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）  □土石流 |

**５、防災体制**

　防災体制確立の判断時期および役割分担は、以下のとおりとする。

**【防災体制確立の判断時期および役割分担】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **災害**  **種別** | **体制確立の判断時期** | → | **注意体制** | **活動内容** | **対応要員** |
| 洪水 | ・大淀町内に大雨または洪水  注意報発表  ・吉野川（上市または下渕地点）  氾濫注意情報発表  ・台風接近が予想される場合 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 土砂  災害 | ・大淀町内に大雨注意報発表  ・台風接近が予想される場合 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **災害**  **種別** | **体制確立の判断時期** | → | **警戒体制** | **活動内容** | **対応要員** |
| 洪水 | ・大淀町内に大雨警報（浸水害）  発表  ・大淀町内に洪水警報発表  ・吉野川（上市または下渕地点）  　氾濫警戒情報発表 | ・気象情報等の情報収集  ・利用者家族へ事前連絡  ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 土砂  災害 | ・大淀町内に  大雨警報（土砂災害）発表 |  | ・使用する資機材の準備  ・避難誘導準備 | 避難誘導要員 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **災害**  **種別** | **体制確立の判断時期** | → | **非常体制** | **活動内容** | **対応要員** |
| 洪水 | ・避難情報（高齢者等避難）発令  ・吉野川（上市または下渕地点）  　氾濫危険情報発表 | ・避難誘導  ・気象情報等の情報収集  ・関係機関等への連絡 | 全職員 |
| 土砂災害 | ・避難情報（高齢者等避難）発令  ・土砂災害警戒情報発表 |  |

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

**６、防災情報収集および伝達**

**（１）情報収集**

　収集する主な情報および収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | ●テレビ  ●ラジオ  ●インターネット  ・気象庁HP（<https://www.jma.go.jp/>）  ・奈良県防災ポータル（<http://www.bosai.pref.nara.jp/>） |
| 洪水予報  水位到達情報  水位情報  土砂災害警戒情報 | ●テレビ  ●ラジオ  ●インターネット  ・気象庁HP（<https://www.jma.go.jp/>）  ・川の防災情報（<https://www.river.go.jp/>）  ・奈良県土砂災害・防災情報システム  （<https://www1.nara-saboinfo.jp/>） |
| 町が発令する避難情報  ・高齢者等避難  ・避難指示  ・緊急安全確保 | ●テレビ  ・あらかしテレビ  ●ラジオ  ●インターネット  ・大淀町HP（<http://www.town.oyodo.lg.jp/>）  ●防災行政無線  ●緊急速報メール・エリアメール  ●大淀町公式LINE |

※　停電時はラジオやスマートフォン等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等の備蓄に努める。

※　提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

**（２）情報伝達**

・　「緊急連絡網」や館内放送・掲示板等を用いて、体制の確立状況、気象情報等を施設内関係者間で共有する。

・　避難を開始する際には、利用者の保護者・家族等に対し、避難場所へ避難する旨を連絡する。

・　避難完了後、避難場所周辺の状況を確認し、保護者等への引渡しが可能と判断される場合には、利用者の保護者・家族に対し、引渡しを行う旨を連絡する。

**７、避難誘導**

**（１）避難先・避難経路**

避難場所および屋内安全確保を図る場所と移動手段については、以下のとおりとする。また、悪天候の中の避難や夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所 |  |  |  |
| 屋内安全確保 | 建物の　　階 | | |

**（２）避難経路**

　避難先までの避難経路については以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設所在地 |  |
| 避難場所 |  |
| 避難場所住所 |  |

**８、施設の整備**

　情報収集、伝達および避難誘導に使用する資機材等については、以下のとおりとする。これらの資機材等については、日ごろからその維持管理に努めるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 避難確保資機材等（備蓄品）一覧 | |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、電話、ＦＡＸ、  携帯電話、電池、非常用電源 |
| 避難誘導 | 名簿（施設利用者）、懐中電灯、拡声器、ビブス、  ライフジャケット、雨具、  一時避難用の食料、飲料水、寝具 |

**９、防災教育および訓練の実施**

　施設職員、利用者等への防災教育および訓練を、以下のとおり実施するよう努める。

**◆防災にかかる研修**

・毎年　月に新規採用の職員を対象に防災情報および避難誘導に関する研修を実施する

**◆防災訓練**

・毎年　月に全職員（または利用者を含む全員）を対象とした情報収集・伝達および避難誘導（および避難）に関する訓練を実施する。